

東京大学教育・学生支援部国際教育推進課 特任専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名・人数： 特任専門職員 1名
2. 契約期間： 2026年10月1日 ～ 2027年3月31日
3. 更新の有無： 更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。
ただし、更新回数は2回、在職できる期間は2029年3月31日を限度とする。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間： 採用された日から14日間
5. 就業場所： 東京大学教育・学生支援部国際教育推進課、グローバル教育センター留学生支援室※
(東京都文京区本郷7-3-1)
※グローバル教育センター留学生支援室：<https://globe.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html>
6. 所属： 東京大学教育・学生支援部国際教育推進課
7. 業務内容： 国際教育推進課および留学生支援室における以下の業務
 - ・ 外国人留学生、外国人研究者、関係者等の支援業務全般
 - ・ 留学生支援室来室者対応（対面の対応）
 - ・ 生活上の困りごとに関する相談・支援（対面・メール・Zoom）
 - ・ 広報作業・ホームページ更新
 - ・ 学内交流・地域交流事業の実施
 - ・ 上記に付随する事務作業
 - ・ 国際教育推進課および留学生支援室に係る業務
8. 就業日： 週5日（月曜日～金曜日）
9. 就業時間： 1日実働7時間45分、休憩1時間（勤務時間は8：30～18：00内で応相談）
※時間外労働を命じることがある。
10. 休日： 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
12. 賃金等： 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～35万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円まで）、超過勤務手当
13. 加入保険： 文部科学省共済組合、雇用保険に加入

14. 応募資格：(1) 留学生支援・在住外国人支援（主に生活・在留面の相談支援）を業務に含む職務に国内で従事した経験が3年以上あること。
(2) 守秘義務を理解し、留学生支援室の利用者のプライバシーに配慮した対応が可能なおこと。
(3) ビジネスレベルの英語力があり、英語による業務遂行が可能なこと（メール、文書作成含む）
(4) Word、Excel 等を用いた文書作成・確認、データ集計等を行えること。
(5) Web サイトやシステムの運営に必要な基礎知識を有していること、または知識の習得に積極的であること。
(6) 情報セキュリティに関する基本的知識があること。
(7) Outlook、Teams、Google、Zoom 等のコミュニケーションツールを使用し、コミュニケーションが円滑に行えること。あるいは習得に意欲があること。
(8) 多様な背景を持つ学生・教職員を尊重し、包摂的なキャンパスの実現に向けて取り組むことに価値を置き、また実行可能なこと
15. 提出書類： ①東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
※語学能力を示す資格がある場合は必ず記載すること。
②応募資格に示した（1）から（7）について、遂行可能な能力・経験を保持していることがわかるよう、これまでの職務経験を具体的に記載した文書1部（任意様式・A4判2ページ以内）
③ビジネスレベルの英語力を保持することを示す書類（英語を第一言語とする場合は、日本語力を保持することを示す書類）
16. 提出方法： 上記書類を番号順に重ねて 1つのPDFファイルにした上で、以下にアップロードすること。
【提出先】 [受取フォルダ：特任専門職員公募](#)
※アップロード完了の連絡は不要。
※ファイル名は自身の氏名とすること。
※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合は、「18. 問合せ先」まで連絡すること。
17. 応募締切： 2026年8月16日（日）
※書類選考の上、合格者に対し8月20日（木）～8月25日（火）のいずれかの日に面接を実施する。面接は一部英語で実施。
※面接対象者には2026年8月18日（火）までに面接日時等を連絡する。
18. 問合せ先： 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学教育・学生支援部国際教育推進課企画・総務チーム
E-mail: ic.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者名称： 国立大学法人東京大学
20. その他： 1) 選考にかかる旅費等は支給いたしません。
2) 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には使用いたしません。
3) 採否に関する個別の問合せはご遠慮ください。

- 4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。